

# 由利本荘市新ごみ処理施設候補地選定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 由利本荘市新ごみ処理施設整備事業の推進にあたり、当該建設候補地を選定するため、専門的な知見と豊富な実績を有する学識経験者等からなる、由利本荘市新ごみ処理施設候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新ごみ処理施設候補地選定に係る意見提言に関すること。
- (2) 当該候補地選定に係る評価検討に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項。

## (構成)

第3条 選定委員会は、別表に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱する。

2 委員の定数は、5人以内とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長の選任は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、当該検討委員会を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が務めるものとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ意見を求めることができる。

## (庶務)

第6条 選定委員会に関する庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる会議は、市長が招集する。